

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

内子町（以下「甲」という。）と愛媛県電気工事工業組合大洲支部大洲電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、可能な限り、基本的に乙が対応し、困難な場合、丙がこれに協力支援するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から前項の要請があった時は、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙及び丙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）避難場所に対する、乙及び丙が所有する電気関係資機材等の提供。

（2）避難場所の電気設備の応急点検に関すること。

（3）その他甲が必要と認める、乙及び丙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き「愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）」を適用するものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1ヵ月前までに他の2者に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月17日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 1 6 8 番地

内子町長 小野植正久

乙 愛媛県大洲市若宮 1 9 0 5 番地 1

愛媛県電気工事工業組合大洲支部
大洲電気工事協同組合

理事長 田丸 仁

丙 愛媛県松山市三番町四丁目 7 番地 7

愛媛県電気工事工業組合

理事長 木村 泰浩

様式1

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

愛媛県電気工事工業組合大洲支部
大洲電気工事協同組合 様

内子町長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。